

**議事日程 (第5号)**

令和2年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第83号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第2 議案第84号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第85号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第86号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第87号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第88号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第89号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第90号 築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第91号 築上町「旧蔵内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 陳情第3号 2021年度教育条件整備陳情書  
(追加分)
- 日程第11 発議第3号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第83号 令和2年度築上町一般会計補正予算(第11号)について
- 日程第2 議案第84号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第85号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第86号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第87号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第88号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第7 議案第89号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第8 議案第90号 築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第9 議案第91号 築上町「旧藏内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定について  
 て  
 日程第10 陳情第3号 2021年度教育条件整備陳情書  
 (追加分)  
 日程第11 発議第3号 築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第12 常任委員会の閉会中の継続調査について

**出席議員 (14名)**

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

**説明のため出席した者の職氏名**

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君  
 教育長 …………… 久保ひろみ君  
 会計管理者兼会計課長 …………… 永野 賀子君  
 総務課長 …………… 元島 信一君 財政課長 …………… 椎野 満博君  
 企画振興課長 …………… 桑野 智君 人権課長 …………… 神崎 博子君  
 税務課長 …………… 今富 義昭君 住民課長 …………… 吉川 千保君

産業課長 …………… 鍛冶 孝広君 建設課長 …………… 神崎 秀一君  
都市政策課長 …………… 首藤 裕幸君 上下水道課長 …………… 福田 記久君  
総合管理課長 …………… 石井 紫君 環境課長 …………… 武道 博君  
学校教育課長 …………… 野正 修司君 生涯学習課長 …………… 古市 照雄君  
福祉課参事兼地域包括支援係長 …………… 西岡 定美君  
監査事務局長 …………… 横内 秀樹君

---

午前10時00分開議

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1. 議案第83号**

○議長（武道 修司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第83号令和2年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

本案所管分について、委員長の報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第83号令和2年度築上町一般会計補正予算（第11号）について。本補正予算の所管の項目について慎重に審査した結果、本補正予算、教育費の備品購入費に関して、反対意見がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

続いて、塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第83号令和2年度築上町一般会計補正予算（第11号）について。本予算の所管の項目について慎重に審査した結果、ふるさと応援寄附件数が増えたため、関係経費ふるさと応援基金積立金の予算計上、債務負担行為としての町の業務の一部を民間に委託する、包括業務委託を変更するものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して反対意見のある方。池亀議員。

○議員（13番 池亀 豊君） 包括業務委託について、反対の討論を行います。

政府は、公的サービスの産業化として、窓口業務などの、専門性は高いが提携的な業務について官民が協力して外部委託を拡大することとしています。民間大手パソナは、全国の自治体の戸籍、住民、税務、国保、介護などの窓口での豊富な委託実績を掲げています。政府の成長戦略会議の有識者委員である竹中平蔵パソナ会長は、テレビ番組で「正規雇用と言われるものは、要するにほとんど首を切れないんですよ。首を切れない社員なんて雇えないですよ、普通。それでそういう非正規というのをだんだん増やしていかざるを得なくなった」とこのように述べています。このような人間を物のように扱い使い捨てにするような考えを持っている方が会長をしている会社と町が委託する会社は、競い合わなければなりません。それは、社会を壊すものです。どのように社会が壊れるか、いつでも首を切られるような仕事をしていると結婚ができません。生まれる子どもの数が急激に減少します。人口が減少し、物が売れませんので、地域の商店がどんどん閉店してしまいます。そして駅に駅員さんがいなくなり、駅前の商店もシャッター街になってしまいます。学校も生徒の数がどんどん減り、地域から学校がなくなると過疎化が一層進んでいきます。地域社会が壊れていくのです。KDSニュースは11月30日、公園で殴りつけ殺された女性が、複数の派遣会社に登録し、スーパーで主に試食販売の仕事をしていましたが仕事を失い、路上で暮らしながら1人で生活を立て直そうとしていたと報道していました。その方の知人が、テレビで「大変だったと思うんです、正社員じゃないし、1日働いたバイト代で税金を払いに行っていたんです。責任感とか律儀な方がいきなり殴られ殺されてしまうのはかわいそうです」と話していました。まじめに働いて生きていこうとしている人が生きていけないような社会はつくってはいけないと思います。

最後に、営利を目的とした民間への委託は、地方自治体が、その公的責任を放棄するものに等しく、公務員を国民全体の奉仕者とした憲法15条の理念に照らし、自治体が責任を持って実施すべき業務は、任期の定めのない常勤職員を中心として運営するという原則に立ち返るべきであり、民間への包括委託は行うべきではありません。

以上、申し上げまして、包括業務委託についての反対の討論といたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（11番 塩田 文男君） 包括業務ですが、初めての試みというところもある。本来、包括支援業務というのは任用職員制度、同一賃金、同一労働という形、今まで築上町で契約内容というのは、非常に保障のない不安定な状況のため、今回、これ様子見というところもあります。民間に委託をしてというので、もちろん手数料もかかります。しかし、この包括に関わる人材の職種を全て地方公務員で賄っていくとなれば、莫大な経費がかかってくる、もう目に見て余る話

です。

先ほど言われましたように、様々な派遣業法が年々法律で変わってきていますが、3年のしぼりとかいろいろなものがなくなってきた、その中で年契約で方針が立てられる、健康で職場で働ける、きちんとした勤勉の方が増えている。そういった形で、職に対しての安定化も、従来よりはよくなってきているのではないかと思います、ただ民間に委託して、よく失敗も多々ありますので、そういったときは、民間委託を変更するなり、いろんな方法はあろうかと思いますけど、まずは試みを見ながらやっていく、私はこの包括業務委託については賛成とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 池亀議員の理由に加え、反対の立場で討論いたします。討論でございますが、ただいま経費の節減というふうにご議論があったと思いますが、総務課長が何度となくこの包括業務委託に対して財政的なメリットはないと御答弁されていらっしゃいますので、この討論は指摘に当たらないのではないかと思います。

本契約の変更は、契約書の中にはうたわれているものの、契約の変更については、公益の理にかなう合理的理由というものが必要でございます。町長に公益の理にかなう合理的理由の説明を求めたものの、御回答は「私はいいと思う」それだけでした。合理的理由なしの契約変更は認めることができない。そして、また、私が職員の服務規程違反を条例に基づいて問うた際、町長より、「何の魂胆があるか知らんが」とかなり暴言に近いお言葉を受けまして、大変に悲しい思いをしているところでございます。

加えて、本議案第83号は、大切な予算も含まれており、本来であれば修正動議により修正案を提案しようと思いましたが、委員会採決の結果を見て、同じ結果になるのが修正動議に意味がないと思いましたので、あえて提出しなかったことを申し添え、以上の理由により、議案第83号に反対の立場で討論いたします。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第83号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第83号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） 起立多数です。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第84号

○議長（**武道 修司君**） 日程第2、議案第84号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第84号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、国民健康保険税減税の減額基準について、所得算定における基礎控除額相当分の基準額が38万円から43万円に引き上げられることのこの基準額変更により、軽減判定基準を見直すことが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） ほかにありませんか。これで討論を終わります。

これより、議案第84号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第84号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### **日程第3 議案第85号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、議案第85号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 議案第85号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、マイナンバーカードの使用により、コンビニエンスストア等に設置された端末機から印鑑登録証明書の交付ができるようにするための条例の一部改正をするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第85号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第85号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第4. 議案第86号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第4、議案第86号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長の報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第86号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、在勤地以内、随行旅費などについて定めるため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまです。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで討論を終わります。

これより、議案第86号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第86号は、委員長報告のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第5. 議案第87号**

○議長（武道 修司君） 日程第5、議案第87号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第87号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、福岡県公費医療費支給制度改正されることに伴い、障害の害をひらがなに変更することと、対象者の所得判定に関する年齢の基準が改正するため条例の一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認めます。

これより、議案第87号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第87号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第6. 議案第88号**

○議長（武道 修司君） 日程第6、議案第88号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 議案第88号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、福岡県公費医療費支給制度が改正されることに伴い、障害の害をひらがなに変更するため条例の一部改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論を終わります。

これより、議案第88号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第88号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第89号

○議長（武道 修司君） 日程第7、議案第89号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（塩田 文男君） 議案第89号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、占用料の徴収方法、減免について明確に定めるための条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認めます。

これより、議案第89号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第89号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### **日程第8 議案第90号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第8、議案第90号築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長報告を求めます。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 議案第90号築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、デジタル化に伴い、送信所を本庁舎のみに設置し、また、築上町無線放送運営審議会委員の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決するべきものと決定しました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認めます。

これより、議案第90号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第90号は、委員長報告のとおり決定することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第9. 議案第91号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第9、議案第91号築上町「旧蔵内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、委員長報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（**田村 兼光君**） 議案第91号築上町「旧蔵内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定について。本条例は、築上町ふるさと応援寄附条例及び築上町ふるさと応援寄附条例施行規則の一部が改正されましたことに伴い、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認めます。

これより、議案第91号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第91号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第10. 陳情第3号**

○議長（**武道 修司君**） 日程第10、陳情第3号2021年度教育条件整備陳情書についてを議題といたします。

本陳情について、委員長報告を求めます。田村厚生文教常任委員長。田村委員長。

○厚生文教常任委員長（田村 兼光君） 陳情第3号2021年度教育条件整備陳情書。本案について、町内の小中学校の教育条件の整備を求めるものであり、採択すべきものと決定いたしました。

○議長（武道 修司君） お疲れさまでした。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。本陳情に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 討論なしと認めます。

これより、陳情第3号について採決を行います。本陳情に対し反対意見はありません。本陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号は、委員長報告のとおり採択されました。

---

### 日程第11. 発議第3号

○議長（武道 修司君） ここで追加議案です。

日程第11、発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

事務局の朗読について、提案理由の説明を求めます。西田議会事務局長。

○事務局長（西田 哲幸君） 発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。標記の条例案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び築上町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。令和2年12月11日、提出者築上町議会議員、塩田文男、賛成者、築上町議会議員、田村兼光。築上町議会議員、武道修司様。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議会運営委員長、説明をお願いいたします。塩田委員長。

○議会運営委員長（**塩田 文男君**） 発議第3号築上町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。本年9月17日に、築上町課等設置条例等の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、常任委員会の所管事務の名称等を変更するものであります。なお、内容は総務産業建設常任委員会から総合管理課の所管に関する事務を削り、財政課を企画財政課、企画振興課をまちづくり推進課に名称を変更し、厚生文教常任委員会から環境課に所管する事務を削り、住民課を住民生活課、福祉課を保険福祉課に名称変更し、子育て・健康支援課の所管に関する事務を追加するものです。なお、施行日につきましては、築上町行政組織規則で定める日からいたします。以上です。

○議長（**武道 修司君**） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） 委員長にお尋ねします。築上町行政組織規則で定める日から施行ということでございますが、この日について、ある程度のめどが立っているのかということが以後協議されているのか、教えていただきたい。

○議長（**武道 修司君**） 塩田委員長。

○議会運営委員長（**塩田 文男君**） 日にちについて、私はっきり分かっていないんですけども、施行日を規則で定める日としておりますので、新しい庁舎に移って行ったときか年度を越えるかわかりませんが、その辺だと思います。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**7番 宗 晶子君**） この議案に反対するものではありませんが、やはりこういうもの日にちがすごく大事なので、きちんと今後、説明できるようになっていただきたいとお願いいたします。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。原案に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認めます。

これより、発議第3号について採決を行います。本発議に対し反対意見はありません。発議第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

**日程第12. 常任委員会の閉会中の継続調査について**

○議長（武道 修司君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。それぞれの常任委員会委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。失礼しました。閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆様、1日から本日まで11日間、第4回定例会全議案採択いただきまして、ありがとうございました。本議場も後ほど、閉場式を行うということがございますけれども、もう本当に最後の会議となった次第でございます。

ちょっと皆さんに、昨日ちょっと入った連絡でございますけれども、ちょっと悲しい連絡が入っております。コロナ感染症という形で陽性の方が、昨日本町から1名出ました。そして今、一応関係と申しますか、家族の方、それから濃厚接触と疑われる方々にPCR検査の一応標本を採って、今送っておるということで、あと二、三日したらその結果が分かるということがございますけれども、あと、北九州市に通学の学生さんということだけしか分かっておりませんで、一応、今朝、対策会議をいたしましたけれど、今後推移を見守りながら、対策を考えていこうと、このような形で、朝会議したところでございます。詳しくなれば、また、皆さんにもお知らせしたいと思います。そういうことで、一応頭に入れていて欲しいなと思います。

そういうことで、最後の議場の議会となりましたので、この場を借りて、本当に皆さんには厚く御礼を申し上げながら、最後の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（武道 修司君） 塩田委員長、どうしました。町長まだ終わっていない。

済みません、ちょっと閉会前ですが、内容で確認したことがありますので、暫時休憩といたします。

午前10時32分休憩

午前10時37分再開

○議長（**武道 修司君**） 議案の内容で一部訂正がありますので、塩田委員長のほうから訂正のほう申し出がありましたので、これを許します。塩田総務産業建設常任委員長。塩田委員長。

○総務産業建設常任委員長（**塩田 文男君**） 済みません、この場を借りて2件訂正させていただきます。

議案第84号ですが、基準額が「38から43」と答弁しました。正しくは、基準額が「33から43万円」に引き上げられるの間違いです。訂正いたします。

それから、先ほどの発議第3号についてですが、「企画振興課」を「まちづくり推進課」と読みました。正しくは「まちづくり振興課に名称を変更し」が正しいです。

以上、訂正したいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 今の訂正で訂正を許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案の内容については、以上のように訂正をいたしたいと思います。

---

○議長（**武道 修司君**） それではこれで、すみません、いいですか。失礼しました。それではこれで、令和2年第4回築上町議会定例会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時38分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員